

議案第 1 号

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する  
条例の一部を改正する条例について

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部  
を改正する条例を次のとおり定める。

平成 30 年 3 月 27 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 福田 紀彦

(提案理由)

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第  
104 条に基づき、現行の保険料率を改定し、平成 30 年度及び平成  
31 年度の保険料率を定める。

同法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）に基づき、保険料の賦課  
限度額の引上げ及び低所得者にかかる保険料軽減措置を改正する。

また、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）  
第 55 条の 2 の規定が新設されるため、住所地特例の適用の取扱いを改  
正する。

これらに伴い、標記の条例の一部を改正する必要があるため、こ  
の条例案を提出する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する  
条例の一部を改正する条例

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条中「平成28年度及び平成29年度」を「平成30年度及び平成31年度」に、「100分の8.66」を「100分の8.25」に改める。

第8条中「平成28年度及び平成29年度」を「平成30年度及び平成31年度」に、「43,429円」を「41,600円」に改める。

第9条中「57万円」を「62万円」に改める。

第10条第1号イ中「法第93条」の次に「第1項及び第2項」を加え、「第96条及び」を「第96条並びに」に改める。

第12条第1項第2号中「27万円」を「27万5千円」に、同項第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第18条及び第19条中「法第55条」の次に「又は法第55条の2」を加える。

附則第3条（見出しを含む。）中「平成28年度及び」を削り、同条中「平成28年度においては第12条若しくは第13条又は附則第4条から第6条までに規定する基準に従い、」を削り、「附則第4条、第7条若しくは第8条」を「附則第4条から第6条まで」に改め、「従い、」を「従い」に改め、「とし、「あつては、」とあるのは「あつては、それぞれ」」を削る。

附則第4条（見出しを含む。）中「平成28年度」を「平成29年度」に改める。

附則中第5条及び第6条を削り、第7条を第5条とし、第8条を第6条とする。

附則第9条中「第10条に」を「第8条に」に改め、同条を附則第7条とする。

附則中第10条を第8条とし、第11条を第9条とする。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（改正後の条例第7条から第9条まで、第10条第1号イ、第12条第1項第2号及び第3号並びに第18条及び第19条を除く。）は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第7条から第9条まで、第10条第1号イ、第12条第1項第2号及び第3号並びに第18条及び第19条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例  
新旧対照表

新	旧	備考
<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例</p> <p>第1条から第6条まで（略）</p> <p style="text-align: center;">（所得割率）</p> <p>第7条 <u>平成30年度及び平成31年度の所得割率は、100分の8.25とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（被保険者均等割額）</p> <p>第8条 <u>平成30年度及び平成31年度の被保険者均等割額は、41,600円とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（保険料の賦課限度額）</p> <p>第9条 第3条第1項の賦課額は、<u>62万円</u>を超えることができない。</p> <p>第10条 （1） ア （略） イ <u>法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除</u></p>	<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例</p> <p>第1条から第6条まで（略）</p> <p style="text-align: center;">（所得割率）</p> <p>第7条 <u>平成28年度及び平成29年度の所得割率は、100分の8.66とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（被保険者均等割額）</p> <p>第8条 <u>平成28年度及び平成29年度の被保険者均等割額は、43,429円とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（保険料の賦課限度額）</p> <p>第9条 第3条第1項の賦課額は、<u>57万円</u>を超えることができない。</p> <p>第10条 （1） ア （略） イ <u>法第93条、第96条及び第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）</u>のための収入の</p>	<p>第7条修正</p> <p>第8条修正</p> <p>第9条修正</p> <p>第10条第1号イ修正</p>

<p>く。)のための収入の額の合計額</p> <p>第10条第2号から第12条第1項第1号の2まで(略)</p> <p>(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>27万5千円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯</p>	<p>額の合計額</p> <p>第10条第2号から第12条第1項第1号の2まで(略)</p> <p>(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>27万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯</p>	<p>第12条第1項第2号修正</p> <p>第12条第1項第3号修正</p>
--	--	---

<p>に属する被保険者の数に<u>50万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>第12条第2項から第17条まで (略)</p> <p>(保険料の納付)</p> <p>第18条 保険料は、第3条から前条までの規定により、当該関係市町村に住所を有する被保険者及び法第55条又は法第55条の2の規定の適用を受ける被保険者に対して賦課した保険料の額を当該被保険者から関係市町村が徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。</p> <p>(関係市町村が徴収すべき保険料の額)</p> <p>第19条 関係市町村は、当該関係市町村に住所を有する被保険者及び法第55条又は法第55条の2の規定の適用を受ける被保険者から保険料を徴収する。</p> <p>第19条第2項から第27条まで (略)</p> <p>(附則)</p> <p>第1条から第2条 (略)</p> <p>(平成29年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</p> <p>第3条 平成29年度における</p>	<p>に属する被保険者の数に<u>49万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>第12条第2項から第17条まで (略)</p> <p>(保険料の納付)</p> <p>第18条 保険料は、第3条から前条までの規定により、当該関係市町村に住所を有する被保険者及び法第55条の規定の適用を受ける被保険者に対して賦課した保険料の額を当該被保険者から関係市町村が徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。</p> <p>(関係市町村が徴収すべき保険料の額)</p> <p>第19条 関係市町村は、当該関係市町村に住所を有する被保険者及び法第55条の規定の適用を受ける被保険者から保険料を徴収する。</p> <p>第19条第2項から第27条まで (略)</p> <p>(附則)</p> <p>第1条から第2条 (略)</p> <p>(平成28年度及び平成29年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</p>	<p>第18条修正</p> <p>第19条修正</p> <p>第3条修正</p>
---	---	--

<p>保険料の賦課総額の算定について第10条の規定を適用する場合においては、同条中「第12条又は第13条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成29年度においては第12条若しくは第13条又は附則第4条から第6条までに規定する基準に従い」とする。</p> <p>(平成29年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)</p> <p>第4条 <u>平成29年度</u>以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第12条第1項第1号の規定を適用する場合においては、当分の間、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。</p> <p>2 前項の規定は、<u>平成29年度</u>以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第12条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>第3条 <u>平成28年度及び平成29年度</u>における保険料の賦課総額の算定について第10条の規定を適用する場合においては、同条中「第12条又は第13条に規定する基準に従い」とあるのは、「<u>平成28年度</u>においては第12条若しくは第13条又は附則第4条から第6条までに規定する基準に従い、平成29年度においては第12条若しくは第13条又は附則第4条、第7条若しくは第8条に規定する基準に従い、<u>とし、「あつては、それぞれ」とする。</u></p> <p>(平成28年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)</p> <p>第4条 <u>平成28年度</u>以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第12条第1項第1号の規定を適用する場合においては、当分の間、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。</p> <p>2 前項の規定は、<u>平成28年度</u>以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第12条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。</p> <p><u>(平成28年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)</u></p> <p>第5条 <u>平成28年度</u>における基礎控除後の総所得金額等が</p>	<p>第4条修正</p> <p>第5条削除</p>
---	--	---------------------------

<p>(削る)</p> <p>(平成29年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)</p> <p><u>第5条</u> 平成29年度における基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に10分の2を乗じて得た</p>	<p><u>58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>(平成28年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)</p> <p><u>第6条</u> 平成28年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について<u>第13条の規定を適用する場合には、同条第1項中「被保険者（前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び同条第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。）</u>について法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。</p> <p>(平成29年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)</p> <p><u>第7条</u> 平成29年度における基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に10分の2を乗じて得た</p>	<p>第6条削除</p> <p>第7条を第5条とする</p>
---	--	--------------------------------

<p>額を控除して得た額とする。</p> <p>2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>(平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)</p> <p><u>第6条</u> 平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第13条の規定を適用する場合には、同条第1項中「被保険者(前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び同条第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。)」について法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者(前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び同条第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。）」と、「10分の5」とあるのは「10分の7」とする。</p> <p>(平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</p> <p><u>第7条</u> 平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定について第10条の規定を適用する場合には、同条中「第12条又は第13条に規定する基準に従い」とあるのは「平成30年度においては第12条若し</p>	<p>額を控除して得た額とする。</p> <p>2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>(平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)</p> <p><u>第8条</u> 平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第13条の規定を適用する場合には、同条第1項中「被保険者(前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び同条第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。)」について法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者(前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び同条第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。）」と、「10分の5」とあるのは「10分の7」とする。</p> <p>(平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</p> <p><u>第9条</u> 平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定について第10条の規定を適用する場合には、同条中「第12条又は第13条に規定する基準に従い」とあるのは「平成30年度においては第12条若し</p>	<p>第8条を第6条とする</p> <p>第9条を第7条とし、修正</p>
---	---	---------------------------------------

<p>くは第13条又は附則第4条若しくは第8条に規定する基準に従い、平成31年度においては第12条若しくは第13条又は附則第4条に規定する基準に従い、」とし、「あつては、」とあるのは「あつては、それぞれ」とする。</p> <p>(平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)</p> <p><u>第8条</u> 平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第13条の規定を適用する場合には、同条第1項中「限る。)について、法第52条各号いずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは、「限る。)」とする。</p> <p>(東日本大震災に係る保険料減免の特例)</p> <p><u>第9条</u> 広域連合長は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に規定する特定被災区域内に平成23年3月11日に住所を有していた被保険者(東日本大震災発生以後に本県に転入した者を含む。)で、東日本大震災による被害を受けた者に対し、第16条の規定にかかわらず、別に定めるところにより保険料を減免することができ</p>	<p>くは第13条又は附則第4条若しくは第10条に規定する基準に従い、平成31年度においては第12条若しくは第13条又は附則第4条に規定する基準に従い、」とし、「あつては、」とあるのは「あつては、それぞれ」とする。</p> <p>(平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)</p> <p><u>第10条</u> 平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第13条の規定を適用する場合には、同条第1項中「限る。)について、法第52条各号いずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは、「限る。)」とする。</p> <p>(東日本大震災に係る保険料減免の特例)</p> <p><u>第11条</u> 広域連合長は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に規定する特定被災区域内に平成23年3月11日に住所を有していた被保険者(東日本大震災発生以後に本県に転入した者を含む。)で、東日本大震災による被害を受けた者に対し、第16条の規定にかかわらず、別に定めるところにより保険料を減免することができ</p>	<p>第10条を第8条とする</p> <p>第11条を第9条とする</p>
--	---	---------------------------------------

る。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（改正後の条例第7条から第9条まで、第10条第1号イ、第12条第1項第2号及び第3号並びに第18条及び第19条を除く。）は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第7条から第9条まで、第10条第1号イ、第12条第1項第2号及び第3号並びに第18条及び第19条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

る。



議案第2号

神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職非常勤職員の任用、  
勤務条件等に関する条例の制定について

神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職非常勤職員の任用、勤務条件  
等に関する条例を次のとおり定める。

平成30年3月27日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 福田紀彦

(提案理由)

一般職非常勤職員を雇用するにあたり、任用、勤務条件等に関し必要  
な事項を定めるため、この条例案を提出する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職非常勤職員の任用、  
勤務条件等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第4項及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第24条第5項の規定に基づき、一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、一般職非常勤職員とは、地公法第17条第1項の規定により任命する職員(地公法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)のうち、常時勤務を要しない職務に従事し、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第2条第1項第1号及び地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第1項第1号に規定する職員(以下「常勤職員」という。)でない者をいう。

(任用)

第3条 任命権者は、規則で定める業務について、期間及び職場の実態等を考慮し、業務の遂行上必要があると認めるときは、競争試験又は選考により一般職非常勤職員を任用することができる。

(任用期間)

第4条 一般職非常勤職員の任用期間は、1年を超えない期間とする。ただし、1会計年度を超えることができない。

(勤務日及び勤務時間)

第5条 一般職非常勤職員の勤務日及び勤務時間は、その業務を考慮して、任命権者が割り振るものとする。ただし、業務の性質上、勤務日又は勤務時間を指定することが困難なときは、1月又は1年における勤務を要する日の日数その他の方法により、任命権者が定めるものとする。

2 一般職非常勤職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり29時間以内かつ1日当たり7時間45分以内とする。

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者は、業務の執行上必要がある

と認める場合は、一般職非常勤職員の勤務日及び勤務時間を規則で定める範囲内で変更することができる。

(超過勤務)

第6条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、一般職非常勤職員に対し、前条第1項又は第3項の規定により割り振られた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）外の時間に勤務することを命ずることができる。

(休日及び休憩時間)

第7条 あらかじめ勤務日が定められている一般職非常勤職員は、当該一般職非常勤職員の勤務日が神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成29年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第11条に規定する休日に当たるときは、特に勤務することを命ぜられない限り、勤務することを要しない。

2 一般職非常勤職員の休憩時間は、常勤職員との権衡を考慮し、任命権者が任用の際に定めるものとする。

(休暇)

第8条 一般職非常勤職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次有給休暇)

第9条 年次有給休暇の取得単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。

2 前項に定めるもののほか、年次有給休暇に関し必要な事項は、規則で定める。

(特別休暇)

第10条 任命権者は、一般職非常勤職員に対し、公民権の行使、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により一般職非常勤職員が勤務しないことが相当である場合において、有給又は無給の特別休暇を与えることができる。

2 特別休暇に該当する場合、その期間及び有給又は無給の別については、規則で定める。

(介護休暇)

第11条 任命権者は、一般職非常勤職員(規則で定める一般職非常勤職員に限る。)が、要介護者(当該一般職非常勤職員の配偶者等で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。)の介護をするため勤務しないことが相当と認められる場合は、当該一般職非常勤職員に対し、介護休暇を与えることができる。この場合において、介護休暇の間中は、無給となる。

2 介護休暇の期間は、要介護者ごとに3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において、必要と認められる期間とする。

3 第1項に規定する配偶者等とは、別表第1のとおりとする。

(介護時間)

第12条 任命権者は、一般職非常勤職員(規則で定める一般職非常勤職員に限る。)が、要介護者の介護をするため、要介護者ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合は、当該一般職非常勤職員に対し、介護時間を与えることができる。この場合において、介護時間の間は、無給となる。

(報酬等)

第13条 一般職非常勤職員に報酬、通勤に係る費用及び割増報酬を支給する。

2 一般職非常勤職員のうち、1週間当たりの勤務時間が29時間である者には月額による報酬(以下「月額報酬」という。)を、1週間の勤務日が3日以内かつその勤務時間が1日当たり7時間45分の時間を割り振られている者には日額による報酬(以下「日額報酬」という。)を、その他の者には勤務1時間当たりの時間額による報酬(以下「時間額報酬」という。)を支給する。

3 月額報酬、日額報酬及び時間額報酬の額は、規則で定める額とする。

(通勤に係る費用)

第14条 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする一般職非常勤職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である一般職非常勤職員以外の一般職非常勤職員であって、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び第3項の規定により弁償する者を除く。）に対し、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出した勤務1回の通勤に要する運賃の額に1か月の通勤所要回数を乗じて得た額又は1か月の通勤用定期券の額のうち低廉な方の額（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）を弁償する。

2 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする一般職非常勤職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である一般職非常勤職員以外の一般職非常勤職員であって、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び次項に掲げるものを除く。）に対し、別表第2の左欄に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、勤務1日につき同表の中欄に定める通勤に係る費用の額を乗じて得た額（その額が同表の右欄に定める上限月額を超えるときは、当該上限月額）を弁償する。

3 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする一般職非常勤職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である一般職非常勤職員以外の一般職非常勤職員であって、徒歩により通勤するものとした場合の自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満である者を除く。）に対し、前2項の規定により算出した額を合算した額（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）を弁償する。

（割増報酬）

第15条 一般職非常勤職員が、第6条の規定による勤務をした場合は、割増報酬を支給する。

2 割増報酬は、第6条の規定により勤務した時間1時間につき、時間

額報酬の額（月額報酬又は日額報酬を支給される一般職非常勤職員にあっては、規則で定める勤務1時間当たりの報酬額）100分の100から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げた額）とする。

（報酬の減額）

第16条 一般職非常勤職員（月額報酬及び日額報酬を支給されている者に限る。）が勤務しないときは、年次有給休暇若しくは特別休暇（有給であるものに限る。この条において同じ。）の取得又は当該一般職非常勤職員が勤務しないことについて任命権者の承認を受けた場合を除き、その勤務しない1時間につき、規則で定める勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。ただし、その月の勤務を要する時間の全部を勤務しないとき（年次有給休暇若しくは特別休暇の取得又はその勤務しないことについて任命権者の承認を受けた場合を除く。）は、報酬を支給しない。

（報酬等の支給）

第17条 一般職非常勤職員の報酬及び通勤に係る費用は、勤務した月の翌月の21日（その日が土曜日及び日曜日並びに勤務時間条例第11条に規定する国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）による休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日等でない日）にその全額を支給するものとする。

2 前項の報酬及び通勤に係る費用は、他の法令に規定する場合を除くほか、現金で直接職員に支払わなければならない。ただし、一般職非常勤職員から自己名義の預金口座への振替の申出があるときは、口座振替の方法により支給することができる。

（旅行に係る費用）

第18条 一般職非常勤職員が公務のために旅行をした場合には、当該一般職非常勤職員に対し、当該旅行に係る費用を弁償する。

( 服 務 )

第 1 9 条 一般職非常勤職員は、次に掲げる事項を常に遵守しなければならない。

- ( 1 ) 県民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。
- ( 2 ) 職務の遂行に当たっては、法令、条例等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
- ( 3 ) 任用される職の信用を傷付け、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- ( 4 ) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 前項に掲げるもののほか、一般職非常勤職員の服務については、常勤職員の例による。

( 研 修 )

第 2 0 条 任命権者は、一般職非常勤職員に対し、業務の遂行上必要な知識及び技能を修得させるための研修を命ずることができる。

( 災 害 補 償 )

第 2 1 条 一般職非常勤職員の公務上の災害については、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 1 9 年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第 2 0 号）又は労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号）の規定により補償するものとする。

( 委 任 )

第 2 2 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第11条関係）

同居・別居を問わない者	同居を条件とする者
配偶者（内縁関係にある者を含む。以下、この表において同じ。）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹	一般職非常勤職員や配偶者との間において事実上父母や子と同様の関係と認められる者（父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者又は配偶者の子）

備考

同居には、一般職非常勤職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含むものとする。

別表第2（第14条関係）

自動車等の使用距離	通勤に係る費用の額	上限月額
片道2キロメートル以上 5キロメートル未満	100円	2,000円
片道5キロメートル以上 10キロメートル未満	210円	4,200円
片道10キロメートル以上 15キロメートル未満	355円	7,100円
片道15キロメートル以上 20キロメートル未満	500円	10,000円
片道20キロメートル以上	645円	12,900円

議案第3号

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年3月27日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 福田紀彦

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をする必要があるため、この条例案を提出する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成29年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア（イ）中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「いう。）」の次に「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）」を加える。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が変更され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

（1）当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

（2）当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第7号中「こと」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例  
新旧対照表

新	旧	備考
<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例</p> <p>神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第19号）の全部を改正する。</p> <p>（目的） 第1条（略）</p> <p>（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア）任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員 （イ）その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）<u>（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）</u>までに、その任期（任期が更新される</p>	<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例</p> <p>神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第19号）の全部を改正する。</p> <p>（目的） 第1条（略）</p> <p>（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア）任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員 （イ）その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（<u>第2条の3第3号</u>において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了する</p>	<p>条文一部修正</p>

<p>場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者) 第2条の2 (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2か月に達す</p>	<p>こと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者) 第2条の2 (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2か月に達する日(当該</p>	<p>条文一部追加</p>
--	---	---------------

<p>る日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</u></p> <p><u>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が変更され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u></p> <p><u>(1) 当該子について、当該非</u></p>	<p>日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>新設</p>
--	--	-----------

<p><u>常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p><u>(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)  <u>第2条の5</u> (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)  第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は<u>第2条の4の規定に該当すること。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>第4条～第22条 (略)</p> <p>(委任)  第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)  <u>第2条の4</u> (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)  第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。</p> <p>(8) (略)</p> <p>第4条～第22条 (略)</p> <p>(委任)  第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>繰り下げ</p> <p>条文追加</p>
--	--	-------------------------

<p>附 則 この条例は、平成29年4月1 日から施行する。 附 則 (平成 年 月 日 条例第 号) この条例は、平成30年4月1 日から施行する。</p>	<p>附 則 この条例は、平成29年4月1 日から施行する。</p>	
---	--	--



## 議案第4号

平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について

平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ423,294千円を追加し、歳入歳出それぞれ3,345,645千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月27日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 福田 紀彦

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第96条第1項の規定に基づき、平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）案を提出する。

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金		1	423,294	423,295
	1. 繰越金	1	423,294	423,295
歳入合計		2,922,351	423,294	3,345,645

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		2,911,014	423,294	3,334,308
	1. 総務管理費	2,910,634	423,294	3,333,928
歳	出	合	計	
		2,922,351	423,294	3,345,645



# 平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

## 一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金	1	423,294	423,295
歳入合計	2,922,351	423,294	3,345,645

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	2,911,014	423,294	3,334,308				423,294
歳 出 合 計	2,922,351	423,294	3,345,645				423,294

## 2 歳 入

(款) 5. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰越金	1	423,294	423,295
計	2,922,351	423,294	3,345,645

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 前年度繰越金	423,294	○前年度繰越金 423,294

### 3 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	2,714,745	12,708	2,727,453				12,708
2. 財政調整基金費	195,889	410,586	606,475				410,586
計	2,922,351	423,294	3,345,645				423,294

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
23. 償還金、利子及び割引料	12,708	○高齢者医療関係費 23. 償還金、利子及び割引料 償還金	12,708 12,708 12,708
25. 積立金	410,586	○財政調整基金費 25. 積立金 財政調整基金積立金	410,586 410,586 410,586



## 議案第5号

平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者  
医療特別会計補正予算（第1号）について

平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会  
計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,976,940千円を追加  
し、歳入歳出それぞれ899,642,241千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補  
正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月27日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 福田 紀彦

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準  
用する同法第96条第1項の規定に基づき、平成29年度神奈川県後期  
高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案を提  
出する。

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市町村支出金		175,451,231	△2,697,356	172,753,875
	1. 市町村負担金	175,451,231	△2,697,356	172,753,875
8. 繰越金		1	25,674,296	25,674,297
	1. 繰越金	1	25,674,296	25,674,297
歳入	合計	876,665,301	22,976,940	899,642,241

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 基金積立金		1,128	11,992,270	11,993,398
	1. 基金積立金	1,128	11,992,270	11,993,398
6. 諸支出金		3,212,898	10,984,670	14,197,568
	1. 償還金及び還付加算金	3,212,898	10,984,670	14,197,568
歳 出	合 計	876,665,301	22,976,940	899,642,241



**平成 2 9 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合**

**後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書**

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市町村支出金	175,451,231	△2,697,356	172,753,875
8. 繰越金	1	25,674,296	25,674,297
歳入合計	876,665,301	22,976,940	899,642,241

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地方債	その他	
4. 基金積立金	1,128	11,992,270	11,993,398			11,992,270	
6. 諸支出金	3,212,898	10,984,670	14,197,568			10,984,670	
歳 出 合 計	876,665,301	22,976,940	899,642,241			22,976,940	

## 2 歳 入

(款) 1. 市町村支出金

(項) 1. 市町村負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
2. 療養給付費負担金	65,559,016	△2,697,356	62,861,660
計	175,451,231	△2,697,356	172,753,875

(款) 8. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰越金	1	25,674,296	25,674,297
計	1	25,674,296	25,674,297

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	△2,697,356	○現年度分の療養給付費負担金 △ 2,697,356
		横浜市負担金 △ 1,162,093
		川崎市負担金 △ 347,270
		相模原市負担金 △ 240,777
		横須賀市負担金 △ 105,596
		平塚市負担金 △ 106,146
		鎌倉市負担金 △ 41,593
		藤沢市負担金 △ 84,421
		小田原市負担金 △ 68,991
		茅ヶ崎市負担金 △ 88,968
		逗子市負担金 6,934
		三浦市負担金 △ 41,773
		秦野市負担金 △ 48,126
		厚木市負担金 △ 51,983
		大和市負担金 △ 30,326
		伊勢原市負担金 △ 52,349
		海老名市負担金 △ 109,838
		座間市負担金 △ 22,716
		南足柄市負担金 △ 19,855
		綾瀬市負担金 △ 24,649
		葉山町負担金 △ 7,155
		寒川町負担金 △ 22,714
		大磯町負担金 1,508
		二宮町負担金 △ 4,917
		中井町負担金 △ 1,588
		大井町負担金 4,226
		松田町負担金 5,383
		山北町負担金 9,255
		開成町負担金 △ 8,261
		箱根町負担金 △ 4,201
		真鶴町負担金 △ 232
		湯河原町負担金 △ 28,462
		愛川町負担金 5,041
		清川村負担金 △ 4,703

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	25,674,296	○前年度繰越金 25,674,296

### 3 歳 出

(款) 4. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 療養給付費等支払準備基金積立金	1,128	11,992,270	11,993,398			11,992,270	
計	1,128	11,992,270	11,993,398			11,992,270	

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 償還金及び還付加算金	3,212,898	10,984,670	14,197,568			10,984,670	
計	3,212,898	10,984,670	14,197,568			10,984,670	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
25. 積立金	11,992,270	○療養給付費等支払準備基金積立金 11,992,270

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
23. 償還金、利子 及び割引料	10,984,670	○償還金 10,984,670



## 議案第6号

平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,515,361千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月27日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 福田 紀彦

(提案理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定において準用する同法第96条第1項の規定に基づき、平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案を提出する。

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 分担金及び負担金		2,485,848
	1. 負担金	2,485,848
2. 国庫支出金		393,161
	1. 国庫補助金	393,161
3. 財産収入		305
	1. 財産運用収入	305
4. 繰入金		635,945
	1. 基金繰入金	635,945
5. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
6. 諸収入		101
	1. 預金利子	100
	2. 雑入	1
歳 入	合 計	3,515,361

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 議会費		1,913
	1. 議会費	1,913
2. 総務費		3,503,448
	1. 総務管理費	3,503,043
	2. 選挙費	62
	3. 監査委員費	343
3. 予備費		10,000
	1. 予備費	10,000
歳 出	合 計	3,515,361



平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

一般会計予算に関する説明書

# 歳入歳出予算事項別明細書

## 1 総括

歳入

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 分担金及び負担金	2,485,848	2,502,637	△16,789
2. 国庫支出金	393,161	364,518	28,643
3. 財産収入	305	79	226
4. 繰入金	635,945	55,015	580,930
5. 繰越金	1	1	0
6. 諸収入	101	101	0
歳入合計	3,515,361	2,922,351	593,010

## 歳 出

(単位 千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 議会費	1,913	1,337	576				1,913
2. 総務費	3,503,448	2,911,014	592,434	393,161		305	3,109,982
3. 予備費	10,000	10,000	0				10,000
歳 出 合 計	3,515,361	2,922,351	593,010	393,161		305	3,121,895

## 2 歳 入

(款) 1. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 事務費負担金	2,485,848	2,502,637	△16,789
計	2,485,848	2,502,637	△16,789

(款) 2. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 民生費国庫補助金	393,161	364,518	28,643
計	393,161	364,518	28,643

(款) 3. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 利子及び配当金	305	79	226
計	305	79	226

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 事務費負担金	2,485,848	○事務費負担金 2,485,848 横浜市負担金 964,425 川崎市負担金 343,791 相模原市負担金 184,578 横須賀市負担金 125,823 平塚市負担金 72,852 鎌倉市負担金 59,529 藤沢市負担金 114,312 小田原市負担金 58,806 茅ヶ崎市負担金 68,727 逗子市負担金 22,916 三浦市負担金 18,699 秦野市負担金 46,646 厚木市負担金 58,442 大和市負担金 61,935 伊勢原市負担金 29,638 海老名市負担金 36,095 座間市負担金 36,453 南足柄市負担金 16,510 綾瀬市負担金 25,691 葉山町負担金 14,015 寒川町負担金 16,073 大磯町負担金 13,894 二宮町負担金 12,790 中井町負担金 6,468 大井町負担金 8,275 松田町負担金 7,295 山北町負担金 7,420 開成町負担金 8,207 箱根町負担金 7,588 真鶴町負担金 6,413 湯河原町負担金 12,452 愛川町負担金 14,274 清川村負担金 4,636

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整交付金	299,418	○特別調整交付金 299,418
2. 後期高齢者医療制度 事業費補助金	93,743	○後期高齢者医療制度事業費補助金 93,743

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 利子及び配当金	305	○財政調整基金運用利子 305

## (款) 4. 繰入金

## (項) 1. 基金繰入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 財政調整基金繰入金	635,945	55,015	580,930
計	635,945	55,015	580,930

## (款) 5. 繰越金

## (項) 1. 繰越金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 繰越金	1	1	0
計	1	1	0

## (款) 6. 諸収入

## (項) 1. 預金利子

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 預金利子	100	100	0
計	100	100	0

## (款) 6. 諸収入

## (項) 2. 雑入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 雑入	1	1	0
計	1	1	0

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	635,945	○財政調整基金繰入金 635,945

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 前年度繰越金	1	○前年度繰越金 1

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 預金利子	100	○預金利子 100

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 雑入	1	○雑入 1

### 3 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 議会費	1,913	1,337	576				1,913
計	1,913	1,337	576				1,913

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般管理費	3,502,737	2,714,745	787,992	393,161			3,109,576

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	624	○議会運営費	1,913
9. 旅費	314	1. 報酬	624
10. 交際費	14	広域連合議員報酬	624
11. 需用費	7	9. 旅費	314
12. 役務費	52	普通旅費	254
14. 使用料及び賃借料	902	費用弁償	60
		10. 交際費	14
		広域連合議会議長交際費	14
		11. 需用費	7
		食糧費	7
		12. 役務費	52
		通信運搬費	52
		14. 使用料及び賃借料	902
		広域連合議会会場使用料	891
		自動車借上料	11

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	7,328	○広域連合運営管理費	98,359
4. 共済費	1,104	1. 報酬	7,328
8. 報償費	192	委員報酬	480
9. 旅費	1,222	非常勤職員報酬	6,848
10. 交際費	30	4. 共済費	1,104
11. 需用費	29,358	社会保険料事業負担金	1,104
12. 役務費	688,359	9. 旅費	1,222
13. 委託料	1,825,174	普通旅費	775
14. 使用料及び賃借料	166,664	費用弁償	447
18. 備品購入費	1,016	10. 交際費	30
19. 負担金、補助及び交付金	782,288	広域連合長交際費	30
23. 償還金、利子及び割引料	1	11. 需用費	8,802
28. 繰出金	1	消耗品費	2,918
		食糧費	12
		光熱水費	5,672
		修繕料	200
		12. 役務費	4,760
		通信運搬費	4,751
		手数料	9
		13. 委託料	19,008
		高齢者医療事業実施委託料	15,918
		その他委託料	3,090
		14. 使用料及び賃借料	54,639
		運営協議会会場使用料	266
		OA機器使用料及び賃借料	15,967
		事務所借上料	38,277
		自動車借上料	50



(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
		放送受信料	15
		AED賃借料	64
		18. 備品購入費	1,016
		庁内器具購入費	1,016
		19. 負担金、補助及び交付金	450
		研修会等負担金	450
		○広域連合事業費負担金	391,941
		19. 負担金、補助及び交付金	391,941
		市派遣職員人件費負担金	391,941
		○会計関係費	54
		11. 需用費	9
		消耗品費	9
		14. 使用料及び賃借料	45
		○A機器使用料及び賃借料	26
		その他の使用料及び賃借料	19
		○高齢者医療管理費	315,908
		11. 需用費	51
		消耗品費	51
		13. 委託料	7,855
		健康増進啓発物作成等業務委託料	7,855
		19. 負担金、補助及び交付金	308,000
		市町村補助金	308,000
		23. 償還金、利子及び割引料	1
		償還金	1
		28. 繰出金	1
		特別会計繰出金	1
		○保険料関係事業費	29,286
		11. 需用費	1,845
		消耗品費	3
		印刷製本費	1,842
		12. 役務費	11,739
		通信運搬費	10,315
		被扶養者情報提供手数料	1,424
		13. 委託料	6,602
		保険関係委託料	6,602
		19. 負担金、補助及び交付金	9,100
		市町村補助金	9,100
		○資格管理事業費	519,311
		11. 需用費	12,260
		消耗品費	74
		印刷製本費	12,186
		12. 役務費	438,260
		通信運搬費	438,260
		13. 委託料	68,791
		資格関係委託料	68,791



(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
		○給付関係事業費	230,226
		11. 需用費	421
		消耗品費	32
		印刷製本費	389
		12. 役務費	83,855
		通信運搬費	83,854
		手数料	1
		13. 委託料	145,950
		給付関係委託料	145,950
		○医療費適正化事業費	537,015
		8. 報償費	192
		報償費	192
		11. 需用費	387
		消耗品費	130
		印刷製本費	257
		12. 役務費	149,612
		通信運搬費	149,611
		手数料	1
		13. 委託料	386,698
		医療費適正化事業委託料	386,698
		19. 負担金、補助及び交付金	126
		負担金等	126
		○電算システム関係費	1,351,849
		11. 需用費	368
		消耗品費	368
		13. 委託料	1,166,849
		システム関係委託料	1,166,849
		14. 使用料及び賃借料	111,961
		○A機器使用料及び賃借料	111,961
		19. 負担金、補助及び交付金	72,671
		中間サーバー接続負担金	72,671
		○広報広聴活動関係費	28,788
		11. 需用費	5,215
		消耗品費	20
		食糧費	3
		印刷製本費	5,192
		12. 役務費	133
		通信運搬費	133
		13. 委託料	23,421
		広報広聴関係委託料	23,421
		14. 使用料及び賃借料	19
		モニター懇談会会場使用料	15
		自動車借上料	4

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 財政調整基金費	306	195,889	△195,583			305	1
計	3,503,043	2,910,634	592,409	393,161		305	3,109,577

(款) 2. 総務費

(項) 2. 選挙費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 選挙管理委員会費	62	40	22				62
計	62	40	22				62

(款) 2. 総務費

(項) 3. 監査委員費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 監査委員費	343	340	3				343
計	343	340	3				343

(款) 3. 予備費

(項) 1. 予備費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 予備費	10,000	10,000	0				10,000
計	10,000	10,000	0				10,000

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
25. 積立金	306	○財政調整基金費	306
		25. 積立金	306
		財政調整基金積立金	306

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	25	○選挙管理運営費	62
9. 旅費	36	1. 報酬	25
11. 需用費	1	委員報酬	25
		9. 旅費	36
		普通旅費	31
		費用弁償	5
		11. 需用費	1
		食糧費	1

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	292	○監査委員費	343
9. 旅費	45	1. 報酬	292
11. 需用費	6	委員報酬	292
		9. 旅費	45
		普通旅費	15
		費用弁償	30
		11. 需用費	6
		消耗品費	2
		食糧費	4

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
		○予備費	10,000
		29. 予備費	10,000
		予備費	10,000

# 歳入歳出予算構成比

(単位：千円、%)

款	金額	構成比	款	金額	構成比
1. 分担金及び負担金	2,485,848	70.7	1. 議会費	1,913	0.1
2. 国庫支出金	393,161	11.2	2. 総務費	3,503,448	99.6
3. 財産収入	305	0.0	3. 予備費	10,000	0.3
4. 繰入金	635,945	18.1			
5. 繰越金	1	0.0			
6. 諸収入	101	0.0			
歳入合計	3,515,361	100.0	歳出合計	3,515,361	100.0

# 給 与 費 明 細 書

## 1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	長等	3	0	0	0	0	0	
	議員	20	624	0	0	0	624	
	その他の 特別職	11	797	0	0	0	797	
	計	34	1,421	0	0	0	1,421	
前 年 度	長等	3	0	0	0	0	0	
	議員	20	624	0	0	0	624	
	その他の 特別職	11	797	0	0	0	797	
	計	34	1,421	0	0	0	1,421	
比 較	長等	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	
	その他の 特別職	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	



## 議案第7号

平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者  
医療特別会計予算について

平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ887,142,795千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、7,400,000千円と定める。

平成30年3月27日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 福田 紀彦

(提案理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定において準用する同法第96条第1項の規定に基づき、平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案を提出する。

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 市町村支出金		177,010,572
	1. 市町村負担金	177,010,572
2. 国庫支出金		247,671,416
	1. 国庫負担金	201,190,783
	2. 国庫補助金	46,480,633
3. 県支出金		71,836,659
	1. 県負担金	71,836,659
4. 支払基金交付金		376,973,779
	1. 支払基金交付金	376,973,779
5. 特別高額医療費共同事業交付金		338,601
	1. 特別高額医療費共同事業交付金	338,601
6. 財産収入		244
	1. 財産運用収入	244
7. 繰入金		6,476,168
	1. 基金繰入金	6,476,167
	2. 他会計繰入金	1
8. 繰越金		6,000,000
	1. 繰越金	6,000,000
9. 県財政安定化基金借入金		1
	1. 県財政安定化基金借入金	1
10. 諸収入		835,355
	1. 預金利子	1,000
	2. 雑入	834,355
歳 入	合 計	887,142,795

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 保険給付費		873,445,797
	1. 保険給付費	873,445,797
2. 特別高額医療費共同事業拠出金		451,469
	1. 特別高額医療費共同事業拠出金	451,469
3. 保健事業費		3,038,185
	1. 健康保持増進事業費	3,038,185
4. 基金積立金		244
	1. 基金積立金	244
5. 公債費		1,000
	1. 利子	1,000
6. 諸支出金		10,206,100
	1. 償還金及び還付加算金	10,206,100
歳 出	合 計	887,142,795



**平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合**

**後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書**

# 歳入歳出予算事項別明細書

## 1 総括

歳入

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 市町村支出金	177,010,572	175,451,231	1,559,341
2. 国庫支出金	247,671,416	246,150,875	1,520,541
3. 県支出金	71,836,659	69,512,271	2,324,388
4. 支払基金交付金	376,973,779	379,044,100	△2,070,321
5. 特別高額医療費共同事業交付金	338,601	247,597	91,004
6. 財産収入	244	1,127	△883
7. 繰入金	6,476,168	5,429,262	1,046,906
8. 繰越金	6,000,000	1	5,999,999
9. 県財政安定化基金借入金	1	1	0
10. 諸収入	835,355	828,836	6,519
歳入合計	887,142,795	876,665,301	10,477,494

## 歳 出

(単位 千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 保険給付費	873,445,797	870,319,871	3,125,926	316,762,790		556,683,007	
2. 特別高額医療 費共同事業拠 出金	451,469	371,396	80,073	112,868		338,601	
3. 保健事業費	3,038,185	2,754,008	284,177	539,792		2,498,393	
4. 基金積立金	244	1,128	△884			244	
5. 公債費	1,000	6,000	△5,000			1,000	
6. 諸支出金	10,206,100	3,212,898	6,993,202	2,092,625		8,113,475	
歳 出 合 計	887,142,795	876,665,301	10,477,494	319,508,075		567,634,720	

## 2 歳 入

(款) 1. 市町村支出金

(項) 1. 市町村負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 保険料等負担金	111,289,562	109,892,215	1,397,347

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 保険料納付金	96,919,016	○保険料納付金	96,919,016
		横浜市納付金	40,613,191
		川崎市納付金	12,691,205
		相模原市納付金	6,887,437
		横須賀市納付金	5,043,099
		平塚市納付金	2,592,571
		鎌倉市納付金	3,194,058
		藤沢市納付金	4,799,246
		小田原市納付金	2,074,445
		茅ヶ崎市納付金	2,757,722
		逗子市納付金	1,020,034
		三浦市納付金	563,274
		秦野市納付金	1,669,866
		厚木市納付金	2,164,405
		大和市納付金	2,288,970
		伊勢原市納付金	1,025,441
		海老名市納付金	1,294,216
		座間市納付金	1,176,698
		南足柄市納付金	530,261
		綾瀬市納付金	893,949
		葉山町納付金	566,614
		寒川町納付金	458,288
		大磯町納付金	484,056
		二宮町納付金	431,705
		中井町納付金	109,330
		大井町納付金	167,191
		松田町納付金	143,139
		山北町納付金	139,407
		開成町納付金	171,998
		箱根町納付金	152,499
		真鶴町納付金	92,544
		湯河原町納付金	323,914
		愛川町納付金	348,880
		清川村納付金	31,363
		保険料延滞金	18,000
2. 滞納繰越金	371,216	○滞納繰越金	371,216
		横浜市納付金	117,518
		川崎市納付金	54,651
		相模原市納付金	36,654
		横須賀市納付金	30,045
		平塚市納付金	11,506
		鎌倉市納付金	8,277
		藤沢市納付金	17,148
		小田原市納付金	6,035
		茅ヶ崎市納付金	15,264
		逗子市納付金	3,199
		三浦市納付金	3,780

目	本 年 度	前 年 度	比 較
(保険料等負担金)			

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
		秦野市納付金	4,751
		厚木市納付金	4,095
		大和市納付金	22,103
		伊勢原市納付金	7,686
		海老名市納付金	4,472
		座間市納付金	1,727
		南足柄市納付金	693
		綾瀬市納付金	4,161
		葉山町納付金	1,541
		寒川町納付金	262
		大磯町納付金	2,809
		二宮町納付金	1,130
		中井町納付金	1
		大井町納付金	127
		松田町納付金	1,364
		山北町納付金	141
		開成町納付金	166
		箱根町納付金	2,659
		真鶴町納付金	921
		湯河原町納付金	2,287
		愛川町納付金	3,566
		清川村納付金	477
3. 保険基盤安定制度拠出金	13,999,330	○保険基盤安定制度拠出金	13,999,330
		横浜市拠出金	5,580,474
		川崎市拠出金	1,824,701
		相模原市拠出金	1,078,231
		横須賀市拠出金	798,637
		平塚市拠出金	452,525
		鎌倉市拠出金	341,911
		藤沢市拠出金	620,714
		小田原市拠出金	385,383
		茅ヶ崎市拠出金	381,098
		逗子市拠出金	121,514
		三浦市拠出金	128,004
		秦野市拠出金	285,044
		厚木市拠出金	311,210
		大和市拠出金	335,671
		伊勢原市拠出金	157,623
		海老名市拠出金	169,728
		座間市拠出金	203,674
		南足柄市拠出金	80,829
		綾瀬市拠出金	130,957
		葉山町拠出金	60,612
		寒川町拠出金	78,208
		大磯町拠出金	69,556
		二宮町拠出金	62,775
		中井町拠出金	18,304
		大井町拠出金	29,162

目	本 年 度	前 年 度	比 較
(保険料等負担金)			
2. 療養給付費負担金	65,721,010	65,559,016	161,994
計	177,010,572	175,451,231	1,559,341

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
		松田町拠出金	25,501
		山北町拠出金	25,210
		開成町拠出金	23,172
		箱根町拠出金	32,532
		真鶴町拠出金	24,420
		湯河原町拠出金	85,072
		愛川町拠出金	69,930
		清川村拠出金	6,948
1. 現年度分	65,721,010	○現年度分の療養給付費負担金	65,721,010
		横浜市負担金	26,646,775
		川崎市負担金	8,965,964
		相模原市負担金	4,803,234
		横須賀市負担金	3,878,881
		平塚市負担金	2,084,812
		鎌倉市負担金	1,678,434
		藤沢市負担金	2,920,039
		小田原市負担金	1,668,964
		茅ヶ崎市負担金	1,738,171
		逗子市負担金	609,738
		三浦市負担金	516,081
		秦野市負担金	1,269,653
		厚木市負担金	1,369,739
		大和市負担金	1,486,836
		伊勢原市負担金	699,593
		海老名市負担金	767,824
		座間市負担金	880,891
		南足柄市負担金	376,603
		綾瀬市負担金	594,711
		葉山町負担金	296,184
		寒川町負担金	337,020
		大磯町負担金	341,775
		二宮町負担金	312,619
		中井町負担金	92,026
		大井町負担金	138,115
		松田町負担金	118,128
		山北町負担金	126,250
		開成町負担金	123,328
		箱根町負担金	138,637
		真鶴町負担金	100,000
		湯河原町負担金	315,623
		愛川町負担金	294,582
		清川村負担金	29,780

## (款) 2. 国庫支出金

## (項) 1. 国庫負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 療養給付費負担金	197,163,028	196,676,949	486,079
2. 高額医療費負担金	4,027,755	3,893,800	133,955
計	201,190,783	200,570,749	620,034

## (款) 2. 国庫支出金

## (項) 2. 国庫補助金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 財政調整交付金	42,648,987	41,419,069	1,229,918
2. 後期高齢者医療制度事業費補助金	652,660	636,318	16,342
3. 円滑運営臨時特例交付金	3,178,985	3,524,738	△345,753
4. 災害臨時特例補助金	1	1	0
計	46,480,633	45,580,126	900,507

## (款) 3. 県支出金

## (項) 1. 県負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 療養給付費負担金	67,811,268	65,558,984	2,252,284
2. 高額医療費負担金	4,025,391	3,953,287	72,104
計	71,836,659	69,512,271	2,324,388

## (款) 4. 支払基金交付金

## (項) 1. 支払基金交付金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 後期高齢者交付金	376,973,779	379,044,100	△2,070,321
計	376,973,779	379,044,100	△2,070,321

## (款) 5. 特別高額医療費共同事業交付金

## (項) 1. 特別高額医療費共同事業交付金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 特別高額医療費共同事業交付金	338,601	247,597	91,004
計	338,601	247,597	91,004

## (款) 6. 財産収入

## (項) 1. 財産運用収入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 利子及び配当金	244	1,127	△883
計	244	1,127	△883

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	197,163,027	○現年度分の療養給付費負担金 197,163,027
2. 過年度分	1	○過年度分の療養給付費負担金 1
1. 現年度分	4,025,390	○現年度分の高額医療費負担金 4,025,390
2. 過年度分	2,365	○過年度分の高額医療費負担金 2,365

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整交付金	42,648,987	○普通調整交付金 42,648,986 ○特別調整交付金 1
1. 健康診査事業補助金	539,792	○健康診査事業補助金 539,792
2. 特別高額医療費共同事業補助金	112,868	○特別高額医療費共同事業補助金 112,868
1. 円滑運営臨時特例交付金	3,178,985	○円滑運営臨時特例交付金 3,178,985
1. 災害臨時特例補助金	1	○災害臨時特例補助金 1

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	65,721,010	○現年度分の療養給付費負担金 65,721,010
2. 過年度分	2,090,258	○過年度分の療養給付費負担金 2,090,258
1. 現年度分	4,025,390	○現年度分の高額医療費負担金 4,025,390
2. 過年度分	1	○過年度分の高額医療費負担金 1

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	376,973,778	○現年度分の後期高齢者交付金 376,973,778
2. 過年度分	1	○過年度分の後期高齢者交付金 1

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 特別高額医療費共同事業交付金	338,601	○特別高額医療費共同事業交付金 338,601

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 療養給付費等支払準備基金利子及び配当金	244	○療養給付費等支払準備基金運用利子 244

## (款) 7. 繰入金

## (項) 1. 基金繰入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 基金繰入金	6,476,167	5,429,261	1,046,906
計	6,476,167	5,429,261	1,046,906

## (款) 7. 繰入金

## (項) 2. 他会計繰入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 一般会計繰入金	1	1	0
計	1	1	0

## (款) 8. 繰越金

## (項) 1. 繰越金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 繰越金	6,000,000	1	5,999,999
計	6,000,000	1	5,999,999

## (款) 9. 県財政安定化基金借入金

## (項) 1. 県財政安定化基金借入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 県財政安定化基金借入金	1	1	0
計	1	1	0

## (款) 10. 諸収入

## (項) 1. 預金利子

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 預金利子	1,000	6,000	△5,000
計	1,000	6,000	△5,000

## (款) 10. 諸収入

## (項) 2. 雑入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 第三者納付金	698,000	541,000	157,000
2. 返納金	136,354	281,835	△145,481
3. 雑入	1	1	0
計	834,355	822,836	11,519

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 療養給付費等支払準備基金繰入金	6,476,167	○療養給付費等支払準備基金繰入金 6,476,167

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 一般会計繰入金	1	○一般会計繰入金 1

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	6,000,000	○前年度繰越金 6,000,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 県財政安定化基金借入金	1	○県財政安定化基金借入金 1

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 預金利子	1,000	○預金利子 1,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 第三者納付金	698,000	○第三者納付金 698,000
1. 返納金	136,354	○医療機関等返納金 41,588 ○負担割合相違等返納金 93,280 負担割合相違返納金 55,950 資格喪失返納金 36,556 9割間相違・食事差額等返納金 774 ○その他返納金 1,486
1. 雑入	1	○雑入 1

### 3 歳 出

(款) 1. 保険給付費

(項) 1. 保険給付費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 療養給付費等	868,385,311	865,584,397	2,800,914	316,762,790		551,622,521	
2. 審査支払手数料	2,219,586	2,091,424	128,162			2,219,586	
3. 葬祭費	2,840,900	2,644,050	196,850			2,840,900	
計	873,445,797	870,319,871	3,125,926	316,762,790		556,683,007	

(款) 2. 特別高額医療費共同事業拠出金

(項) 1. 特別高額医療費共同事業拠出金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 特別高額医療費共同事業拠出金	451,469	371,396	80,073	112,868		338,601	
計	451,469	371,396	80,073	112,868		338,601	

(款) 3. 保健事業費

(項) 1. 健康保持増進事業費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 健康診査事業費	3,038,185	2,754,008	284,177	539,792		2,498,393	
計	3,038,185	2,754,008	284,177	539,792		2,498,393	

(款) 4. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 療養給付費等支払準備基金積立金	244	1,128	△884			244	
計	244	1,128	△884			244	

(款) 5. 公債費

(項) 1. 利子

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 利子	1,000	6,000	△5,000			1,000	
計	1,000	6,000	△5,000			1,000	

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
19. 負担金、補助 及び交付金	868,385,311	○療養給付費等	868,385,311
		療養給付費	813,503,359
		療養費等	15,196,743
		高額療養費等	39,685,209
12. 役務費	2,219,586	○審査支払手数料	2,219,586
19. 負担金、補助 及び交付金	2,840,900	○葬祭費	2,840,900

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
19. 負担金、補助 及び交付金	451,469	○特別高額医療費共同事業拠出金	451,469

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
11. 需用費	992	○健康診査事業補助金	2,986,697
12. 役務費	10,404	○歯科健康診査事業費	51,488
13. 委託料	40,092		
19. 負担金、補助 及び交付金	2,986,697		

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
25. 積立金	244	○療養給付費等支払準備基金積立金	244

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
23. 償還金、利子 及び割引料	1,000	○利子	1,000

## (款) 6. 諸支出金

## (項) 1. 償還金及び還付加算金

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 償還金及び還付加算金	10,206,100	3,212,898	6,993,202	2,092,625		8,113,475	
計	10,206,100	3,212,898	6,993,202	2,092,625		8,113,475	

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
23. 償還金、利子 及び割引料	10,206,100	○償還金及び還付加算金	10,206,100
		保険料還付金	200,000
		保険料特別返還金	2,000
		還付加算金	4,000
		還付加算金相当分	100
		償還金	10,000,000